

# 入院中の食事自己負担について

令和8年6月1日より入院時の食事負担額が変更になりました。

医療機関で提供される食事に変更はありませんが、入院中のお食事にかかる料金は、その一部（標準負担額）を医療費と別にご負担いただくように定められています。

また、所得に応じて手続きを行うことで減額される制度があります。

## 入院時の食事標準負担額（令和8年6月～）

	変更前	変更後
① 一般	1食につき 510円	1食につき 550円
②市町村民税非課税の世帯に属する方等（③以外の方）	1食につき 240円	1食につき 270円
〔過去1年間の入院日数が90日を超えている場合〕	〔1食につき190円〕	〔1食につき220円〕
③ ②のうち、所得が一定の基準にみえない70歳以上の方等	1食につき110円	1食につき 130円

※ 該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。  
(恩給・遺族年金・障害年金等は所得に含まれません)

## 標準負担額の減額認定手続きについて

高齢者医療

市役所へ保険証等をもって手続きに行ってください。

医療保険

被保険者〔国民健康保険加入者は世帯主又は組合員〕が申請書に市町村民税非課税証明書などを添えて、加入している保険者の窓口に申し込んで認定を受けてください。

手続き後に必ず減額認定証を病院に提出してください

手続き方法等、詳しくお聞きになりたい方は  
医療相談室若しくは医事課におたずねください